

# 和歌山市景観計画

## － 和歌の浦景観重点地区 －

令和2年7月

和歌山市

## <目 次>

1. 景観重点地区の検討の背景	1
(1) 景観重点地区の指定の必要性	1
(2) 景観重点地区の指定のねらい	4
2. 地区の現況	5
3. 景観まちづくりワークショップの意見交換の概要	6
(1) 和歌の浦の景観の特性・資源の把握	6
(2) 和歌の浦の景観まちづくりの課題整理と取り組み方向の検討	6
(3) 今後に向けて	6
4. 景観の特性と課題	8
(1) 眺望景観の特性と課題	8
(2) まちなみ・集落景観の特性と課題	28
5. 景観形成の方針等	35
(1) 基本的な考え方	35
(2) 和歌の浦景観重点地区の指定範囲とゾーニング	36
(3) 和歌の浦景観重点地区の目標及び方針	40
(4) 和歌の浦景観重点地区の景観形成基準	45
(5) 和歌の浦景観重点地区の屋外広告物等の考え方	49
6. 和歌の浦地区の景観まちづくりの推進に向けて	50
(1) 景観を協議する場づくり	50
(2) 公共施設の景観形成	50
(3) 地元主体の景観まちづくりを支援する枠組みづくり	50
(4) 地元主体の活動の継続・拡大	51
(5) 各種取り組みの連携	51
参考資料	52

# 1. 景観重点地区の検討の背景

## (1) 景観重点地区の指定の必要性

### ①万葉の人々が魅せられた景観が今も残る

和歌の浦は万葉の時代から景勝地として知られており、多くの歌人がその美しさに魅せられ、多くの歌が詠まれています。地域の各所にはその万葉の歌碑が建てられており、歌とともに当時と変わらぬ美しい景観を楽しむことができます。

また、歌だけではなく多くの絵図にも描かれるなど、歴史・文化の厚い蓄積とともに風光明媚な景観が受け継がれています。



妹背山から望む名草山～観海閣  
観海閣から名草山中腹の紀三井寺を望んだ約 200 年前の風景



現在の観海閣からの風景



湿地化が進む入江と水鳥居～天満宮  
和歌浦天満宮付近の約 200 年前の風景



現在の和歌浦天満宮

## ②独特の地形が生み出す自然の景観を堪能できる

和歌の浦地区の西側に位置する雑賀崎などは、奇岩による島しょ景観が形成されており、紀淡海峡の大海原とあわせてスケールの大きな独特の海岸美を堪能することができます。また、片男波などの自然の海岸線や、そこから眺める海原、島しょなど、独特の地形が生み出す自然の景観がこの地域の大きな特徴です。

あわせて、その地形的特性を活かして漁業を生業としてきた地域でもあり、素朴で味わいのある漁村のたたずまいも景観的な魅力のひとつと言えます。



番所庭園から望む紀淡海峡



雑賀崎灯台を望む



雑賀崎の漁港と集落



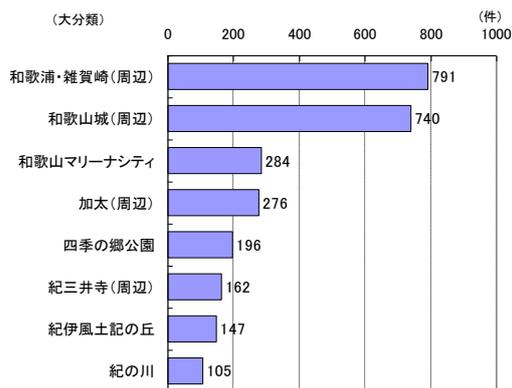
田野の漁港と集落

## ③現在も本市を代表する景観の象徴として認識され、再生への期待が大きい

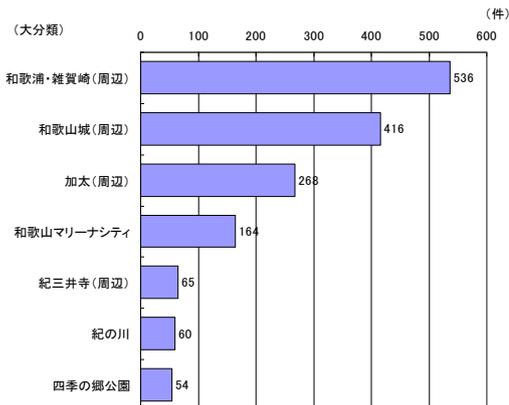
景観計画策定にあたり平成 21 年度に実施した市民アンケート（街頭・郵送）では、「お気に入りの場所・景観資源」として「和歌山城」とともに、「和歌浦・雑賀崎（周辺）」は圧倒的な支持を集めました。

和歌浦・雑賀崎の景観は、昔と変わらず多くの人々に愛される景観の象徴（シンボル）であることが分かります。

ただ、一方で、「改善が必要と思われる場所とその理由」としても「和歌浦・雑賀崎（周辺）」が挙げられ、「全体的に寂れた感じがある」「老朽化（もしくは廃業）した旅館・ホテルがより停滞感を煽る」といった意見があり、再生への期待が感じられます。



お気に入りの景観資源（郵送アンケートより）



お気に入りの場所（街頭アンケートより）

#### ④昔から景観に対する思い・関心の高い地域である

これまで述べたように和歌の浦は本市を代表する景勝地として知られていたこともあり、昔から景観に対する思いや関心の高い地域でありました。

その代表的なものとしては、不老橋に並行して建設された「あしべ橋」に関する景観論争が挙げられます。その他にも、和歌の浦地区では様々な景観保全に係る活動が活発に行われており、「景観を守り、育てる」という遺伝子（DNA）が地域に根差していると言えます。



不老橋とあしべ橋



（上）クリーンアップ和歌の浦の活動の様子  
（下）わかのうらひがた倶楽部の活動の様子

右2つの写真は、出典：各団体のホームページ

⑤地域住民等による景観まちづくりワークショップにおいても景観の特性、保全の重要性が共有されており、景観形成に向けた取り組みが期待されている

この検討に先だって、平成24年1月から7月にかけて、地域の連合自治会、活動団体、公募市民で開催した意見交換の場（景観まちづくりワークショップ）を計9回開催し、本地区の景観形成、景観まちづくりのあり方について意見を交わしました。

「まちの姿や目標を考える」「活動の場づくりを考える」の2つのテーマに即して話し合いを進め、前者では景観重点地区指定へとつなげていくべき景観形成の考え方が、後者ではこれからの和歌の浦での景観まちづくりに向けた具体的なアクションが提起されており、この流れを具体化していく必要があります。



景観まちづくりワークショップの様子

## （２）景観重点地区の指定のねらい

以上のことを踏まえ、次の3つの目的を達成するために「和歌の浦地区」を景観重点地区に指定します。

- ①万葉の時代から受け継がれてきた、湾・海岸や島しょが作る良好な自然の景観や、地域に息づく歴史・文化の景観を確実に次代に引き継ぐため「守り、育てる」
- ②良好な景観形成への取り組みを通して「地域の活性化や再生へのきっかけ」とする
- ③さまざまな主体が力を合わせて景観形成を進める、第一歩とする

## 2. 地区の現況

景観重点地区の指定に当たって、現況等を整理しました。下記に概要を示します。

表 地区の現況（概要）

項目	概要
1 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区分上3つの地区（和歌浦（新和歌浦も含む）、田野、雑賀崎）で構成される。</li> <li>・人口動向は和歌浦地区で増加も、雑賀崎・田野地区で減少・高齢化が進行。とりわけ田野地区で高齢化が著しい。</li> </ul>
2 地形・自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差に富んだ湾や岬からなる、入り組んだ地形が特徴。</li> <li>・和歌浦地区では海岸線沿いに低地が広がり、砂嘴<sup>1</sup>の砂浜が形成されている。</li> <li>・雑賀崎、田野地区は湾が形成されている。</li> <li>・植生は、シイ・カシの二次林<sup>2</sup>にクロマツなど様々な植生が組み合わさっている。</li> </ul>
3 歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万葉時代：聖武天皇の行幸の記録、その際同行した山部赤人の歌が有名。</li> <li>・平安～鎌倉時代：藤原氏一族の旅行記での記録が残る。歌道の聖地としてみなされていた。</li> <li>・江戸時代：紀州徳川家の整備によって観海閣、三断橋等が整備され、現在の風景の原型ができあがる。</li> <li>・明治～大正時代：鉄道敷設により観光客が増加、観光施設・公園整備等が進められる。埋め立てや宅地開発が進み景観が変容。</li> <li>・昭和時代：観光地が新和歌浦へシフトし、和歌浦は住宅地としての性格を強める。風致地区が指定され景観保全が図られるも、昭和40年代以降観光化の波がピークを越え活気を失い始める。あしべ橋建設の反対運動など景観保全の動きも経て今に至る。</li> </ul>
4 景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代～中世に築かれた由緒ある神社、寺院が現在も残る。観海閣、多宝塔、東照宮など徳川家ゆかりの史跡等が点在。</li> </ul>
5 現在の市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌浦地区は、住宅地が中心で、一部工場や商店が見られる。なかでも新和歌浦では海岸沿いに旅館などが立地。</li> <li>・田野・雑賀崎地区では住宅がまとまって存在。標高の高い県道沿いには旅館が立地。</li> </ul>
6 法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区（和歌浦地区、新和歌浦雑賀崎地区）に指定。</li> <li>・自然公園特別地域（瀬戸内海国立公園）に指定。</li> <li>・田野・雑賀崎地区は市街化調整区域に指定。</li> </ul>
7 景観の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観の分析、過去の写真との比較分析、絵図との比較分析を実施。</li> <li>・紀伊水道に面した湾の地形が生み出す眺望景観、万葉時代から愛でられてきた名所的な眺望景観、海岸と社寺・山々が一体となった信仰の歴史を感じる文化的景観の特性が明らかに。</li> </ul>
8 まちづくりの動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な団体により、美しい自然景観や伝統的な文化を守り育てる活動が展開されている。</li> </ul>

<sup>1</sup> 砂嘴：沿岸流や波浪によって運ばれた砂が海岸や湖岸から細長く堆積してできた地形のこと。

<sup>2</sup> 二次林：もとからあった林が伐採されたあと、二次的に成立した林のこと。

### 3. 景観まちづくりワークショップの意見交換の概要

平成24年1月から7月にかけて、地域の連合自治会、活動団体、公募市民で開催した景観まちづくりワークショップを計9回開催し、本地区の景観形成、景観まちづくりのあり方について意見を交わしました。

検討した内容は以下のとおりです。

#### (1) 和歌の浦の景観の特性・資源の把握

和歌の浦の景観の特性・資源等を把握しました。和歌浦地区、田野・雑賀崎地区それぞれで参加者によるフィールドワーク（現地調査）等も重ねながら、お気に入りのスポット、眺望点、その他特徴となる場所等を整理しました。



#### (2) 和歌の浦の景観まちづくりの課題整理と取り組み方向の検討

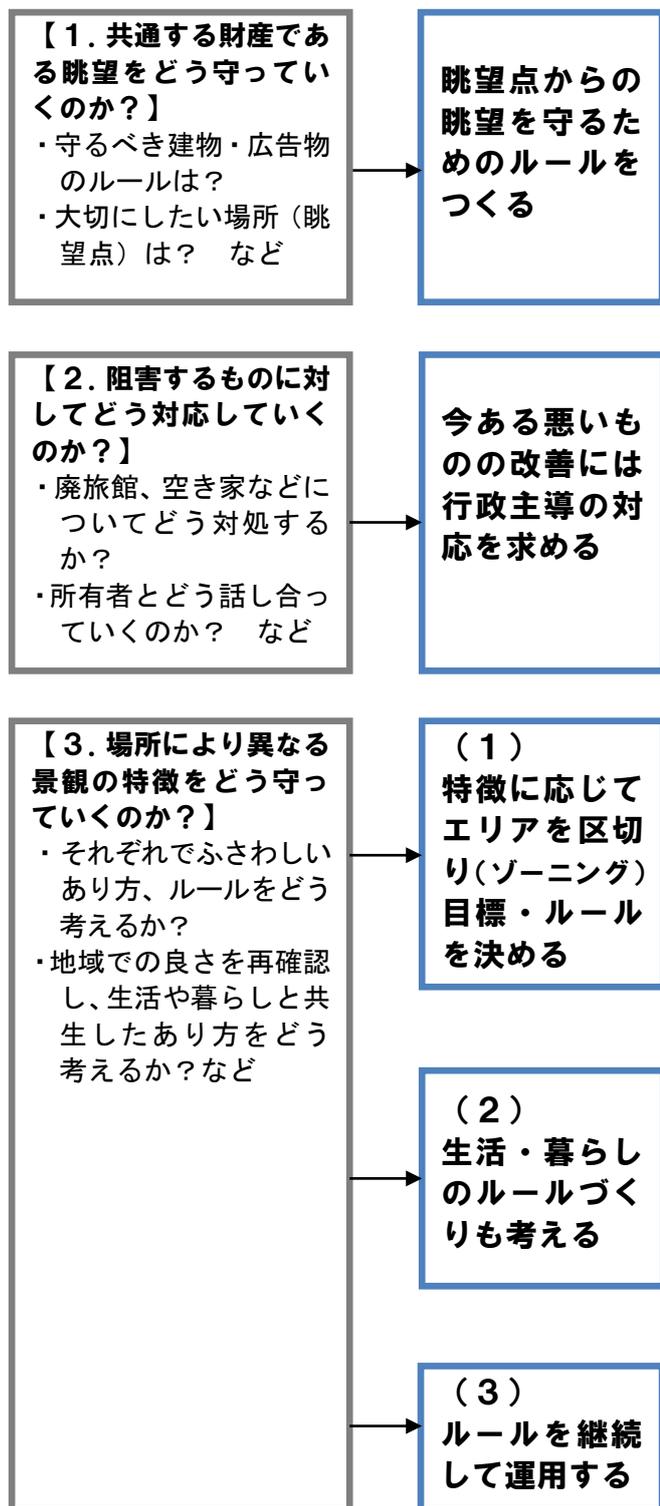
和歌の浦の景観まちづくりを進めていく上での課題と、取り組むべき方向性について意見を交わしました。

テーマを①まちの姿や目標を考える、②活動の場づくりを考える、の2つに設定し、それぞれでグループに分かれて今後の方向性を提示しました（次ページ）。

#### (3) 今後に向けて

参加者からは、特に景観まちづくりの活動について、ワークショップのような意見交換の場を継続していくべきだという意見が多数出されました。

## ①まちの姿や目標を考える



## ②活動の場づくりを考える

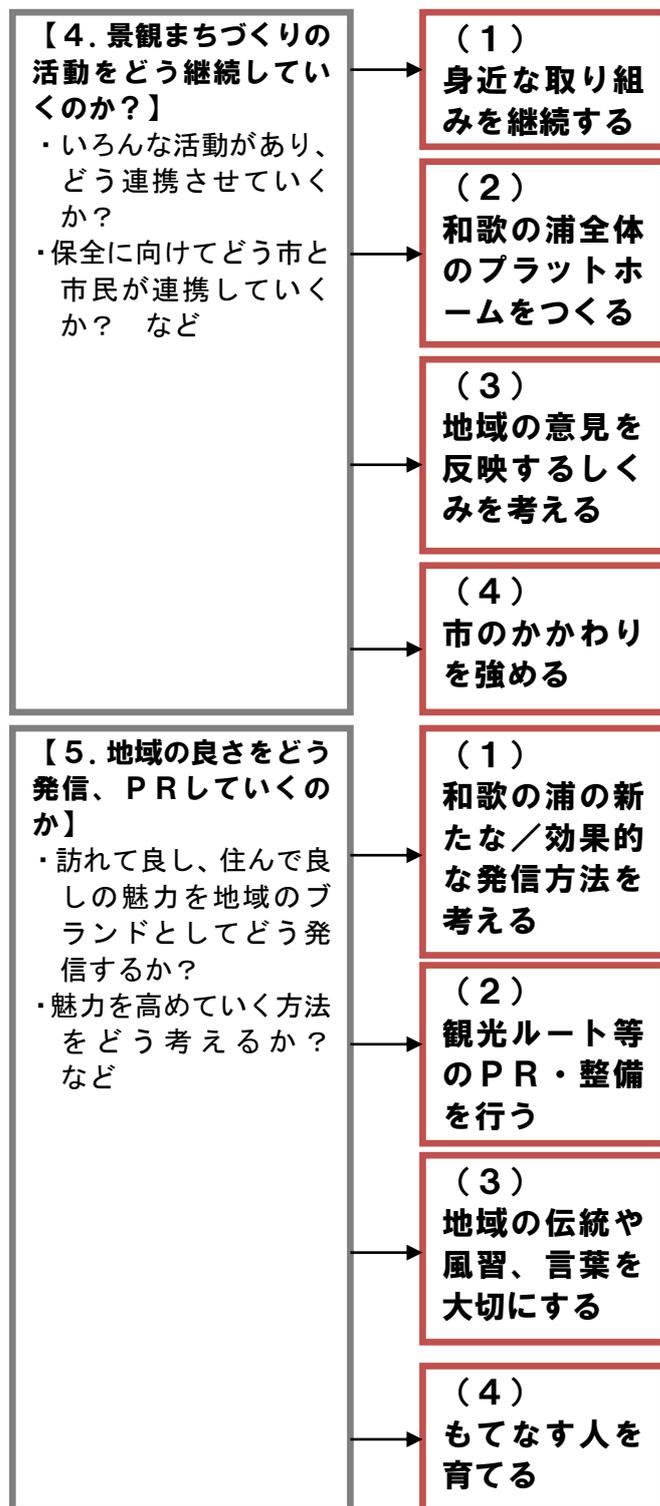


図 景観まちづくりの課題整理と取り組み方向（景観まちづくりワークショップより）

## 4. 景観の特性と課題

和歌の浦地区の景観的特性として、大きくは

- 様々な視点場から海岸・湾、山なみといった自然美を堪能することができる眺望景観
- 歴史・文化や人々の生業などを垣間見ることができるまちなみ・集落の景観

の2つが挙げられます。以下、それぞれに特性を分析します。

※以降の記述では、和歌の浦地区を「和歌浦」「新和歌浦」「田野」「雑賀崎」の4つの地区に分類した記述としています（「新和歌浦」は行政区分上「和歌浦」に含まれますが、景観の特性が異なることから区分しました）。

### （1）眺望景観の特性と課題

和歌の浦地区における最も特徴的な景観としては、眺望景観が挙げられます。

#### ①眺望点の抽出

良好な眺望が得られる視点場である眺望点について、下記の方法で抽出を行った上で、それぞれの眺望点についてどのような特徴があるのか、を整理しました。

#### ○市民アンケート結果からの抽出

平成22年1～2月に実施した市民アンケート調査（郵送・街頭）の結果から、和歌浦・新和歌浦・田野・雑賀崎に関する眺望点（視点場）と視対象を抽出しました。

#### ○観光パンフレット等からの抽出

下記の観光パンフレット等で紹介されている眺めの良い場所を抽出しました。

- ・わかやまし観光ガイド（和歌山市観光協会発行）
- ・和歌山市観光便利帳（WAKAYAMA 城・まち観光プロジェクト発行）
- ・南海まち探訪ウォーキングマップ（南海電鉄発行）
- ・五感で歩こう～手作りマップ～魅せられて和歌の浦（「和歌の浦」みちしるべの会発行）

#### ○景観まちづくりワークショップ結果の抽出

さらに、前述の景観まちづくりワークショップで挙げられた眺望点を抽出しました。

この結果、次ページの表の眺望点を抽出しました。

表 抽出した眺望点（視点場）と視対象

地区	視点場	視対象	抽出方法		
			ア 市民 アンケート	イ 観光 パンフ	ウ 景観 WS
和歌浦	鏡山	・和歌浦が一望できる景色		○	○
	箕供山	・和歌浦が一望できる景色 ・海・山・家並みのバランス ・多種多様な地形		○	○
	妹背山・観海閣・海龍寺	・紀三井寺、名草山の遠望 ・和歌浦干潟（日や季節により見え方が変化する） ・水平線、片男波の線、山の尾根筋といった「横の線」の重なり		○	○
	不老橋	・紀三井寺や名草山、又布引、毛見の海岸線 ・不老橋付近のまちなみ、片男波の松林	○	○	
	片男波	・和歌浦湾の広がりある景色（水面や砂浜） ・海岸線と松林の調和 ・高津子山（章魚頭婆山）への眺望	○	○	○
	紀州東照宮	・木立の間に見える海		○	
	和歌浦天満宮	・ここから見下ろす和歌浦や市内の景色	○	○	
新和歌浦	高津子山	・360° 見える和歌山市のまちや山 ・和歌浦湾やマリナーシティの景色	○	○	○
田野・雑賀崎	浪早崎	・遊歩道から望む和歌浦湾		○	○
	県道沿い	・田野や雑賀崎の湾・港・集落が一望			○
	観光遊歩道沿い	・蓬莱岩などの奇岩 ・紀三井寺やマリナーシティ		○	
	雑賀崎灯台	・灯台から望む庭園を含めた景観	○	○	○
	番所庭園	・庭園から望む双子島の景観 ・夕日の景色 ・緑と芝生と青い海との調和	○	○	○
	トンガの鼻	・庭園から望む双子島の景観 ・夕日の景色		○	○
参考： 和歌の浦を外から眺める視点場	渡船・遊覧船上	・半島や田野・雑賀崎の景色			○
	名草山	・和歌浦が一望できる景色	○	○	
	紀三井寺	・和歌浦が一望できる景色	○	○	
	養翠園	・山と園内の池の調和	○	○	
	干潟北側の店舗	・対岸の風景 ・海の眺望			○

（各眺望点の位置は、15 ページ、図 1：眺望景観特性を参照）

## ②眺望景観の分類

また、これらの眺望景観は大別して以下の3つに分類されます。以下、それぞれの眺望について、分析を行います。

表 眺望景観の分類

種類	特徴	場所・ポイントの例示
ア 俯瞰景 (見下ろす景)	・小高い丘、小山などから入り組んだ地形や海岸線、家並みなどが見下ろす景観	和歌浦→鏡山、 <sup>てんぐ</sup> 奠供山などから湾全体 雑賀崎・田野→高台から湾全体
イ 仰瞰景 (見上げる景)	・海浜などから山なみや建物を仰ぎ見る景観	和歌浦→片男波から高津子山方面 雑賀崎・田野→漁港から背後の家並み
ウ 水平景／ ビスタ <sup>3</sup> 景 (見 通し景)	・視線から水平に見わたす景観 ・遠くの対象物に向かって直線的に広がりをもつ景観	和歌浦→和歌浦干潟、観海閣から名草山方面

### ア 俯瞰景 (見下ろす景)

#### 【高津子山からの俯瞰景】

高津子山（<sup>たこずし</sup>章魚頭婆山）は、新和歌浦にある標高 150.2m の小山で、「和歌山県朝日夕陽百選」にも選ばれています。

頂上の展望台からは、和歌浦湾や片男波、その背後に和歌浦の干潟、そして遠方に名草山の山容といった広がりのあるパノラマ景観を望むことができます。



#### 【奠供山からの俯瞰景】

奠供山（標高 38.1m）は玉津島神社の境内からおおよそ5分で登ることができます。

鏡山とは、玉津島神社をはさんで反対側にありますが、違った風景を楽しむことができます。

山頂には「望海楼遺址」と記されており、かつての旅館「望海楼」が設置した日本初の展望エレベーター等について知ることができます。

北西方面には、高津子山の山なみが背景とな



北西方面

<sup>3</sup> ビスタ：眺望、展望を意味する言葉で、視点から対象に向かって視線が誘導されていくような景のこと。

り、山裾には新和歌浦の旅館群や和歌浦漁港が視認できます。そして、その手前には和歌浦の市街地のまちなみが視認できます。

東～南方面には和歌浦の干潟をはじめ、名草山や紀三井寺、片男波の松林まで広く視認できます。



東方面



南方面

### 【妹背山からの俯瞰景】

妹背山は、万葉集にもその名があらわれており、平安の頃には辺り一帯が湾であり、波打ち際近くに浮かぶ小さな島でした。

江戸時代になってからは、紀州藩を治めた徳川家が風光明媚な万葉の地として見初め、三断橋や多宝塔、それに観海閣などが整備され、今に至ります。

妹背山の頂上からは、干潟の静かな水面と、片男波の松林が視認でき、その背後には海南方面の山なみも望むことができます。



### 【和歌浦天満宮からの俯瞰景】

和歌浦湾に望む小高い天神山の中腹に和歌浦天満宮は鎮座しています。学問の神様、菅原道真を祀る天満宮は、古来より太宰府天満宮、北野天満宮とともに日本の三菅廟といわれ、自然石の石段を登ると、一間一戸、入母屋造、本瓦葺の楼門があり、一間楼門としては、全国でも最大規模を誇る雄大なものです。

楼門付近からは、手前に御手洗池公園の緑、水面が映り、その背後に和歌浦のまちなみ、さらに奥には片男波、和歌浦湾を望むことができます。



## イ 仰瞰景（見上げる景）

### 【片男波から和歌浦方面の仰瞰景】

総延長 1,200m にも及ぶ人工海浜で、海水浴シーズンには数十万の人々が訪れる関西でも有数の海水浴場です。

白砂青松の浜辺、そこに打ち寄せる白波と青い水面、そしてその奥にみえる和歌浦の緑の山なみといった色鮮やかな景観を望むことができます。

片男波の名前の由来は、万葉集の「若の浦に潮満ち来れば 瀉<sup>かた</sup>を無み 葦<sup>たず</sup>辺をさして 鶴鳴き渡る」(山部赤人) にちなんでいると言われています。



### 【漁港から集落への仰瞰景】

一本釣りで有名な雑賀崎漁港付近の集落など急斜面に張り付くように集落が形成されており、背後の樹林等に包み込まれるような素朴な印象を与える景観となっています。

一方、集落内は、細い路地が入り組み、その上には両側から軒が折り重なるように突き出ており、すぐ近くに海があることも感じられないくらいです。



## ウ 水平景／ビスタ景（見通す景）

### 【片男波や干潟沿岸の水平景】

片男波では、人工海浜や松林の水平景を望むことができます。多くの人が広がりある海浜の自然を楽しみ、夏はレジャースポットとしてにぎわう場所です。南方面の眺望では遠くにマリーナシティなどが望めます。



片男波から南を望む

また、和歌浦干潟方面も気持ちがいよい眺望が得られます。



片男波から干潟方面を望む

### 【観海閣付近から名草山方面への水平景／ビスタ景】

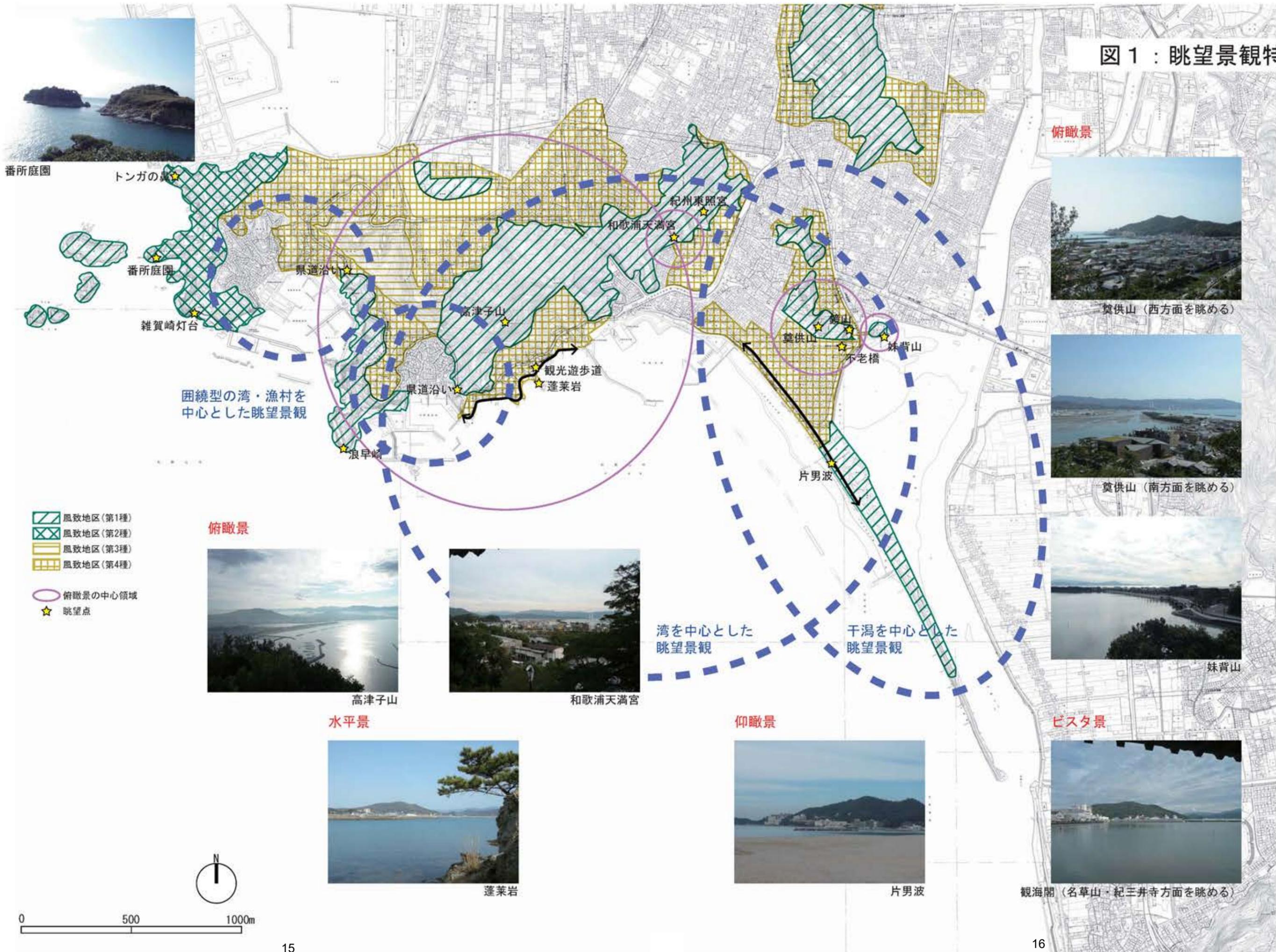
観海閣は、初代藩主徳川頼宣の妹背山周辺整備によって和歌浦の景色を楽しむことができる施設として建てられました。

桜の早咲きの名所である紀三井寺、その背後の名草山といった名所を遠くに見通せるシンボリックな眺望が大切にされていたことがうかがえ、現在においても、重要な眺望景観を堪能できる場所です。



観海閣から名草山を望む

図1：眺望景観特性



俯瞰景



箕供山（西方面を眺める）



箕供山（南方面を眺める）



妹背山

俯瞰景



高津子山



和歌浦天満宮

水平景



蓬萊岩

仰瞰景



片男波

ビスタ景



観海閣（名草山・紀三井寺方面を眺める）

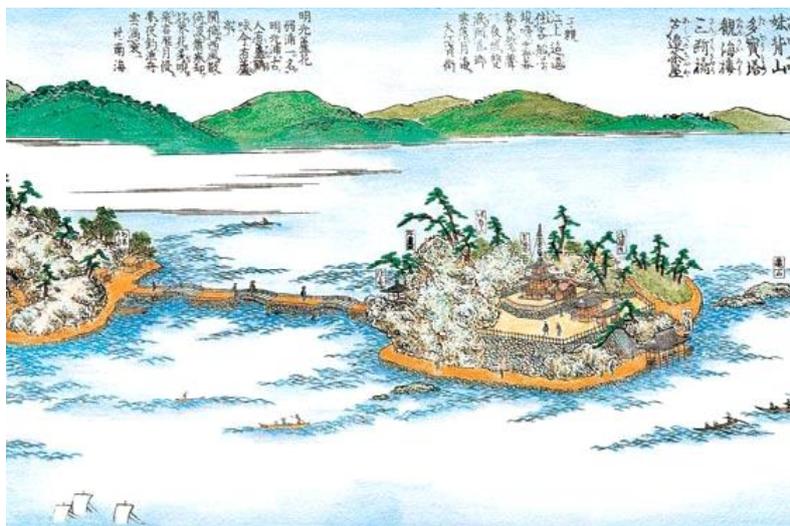
### ③紀伊国名所図会からの分析

和歌の浦は、紀伊国名所図会でその景観美が描かれるなど、昔からその価値が認められてきた場所であるとも言えます。

そこで、江戸時代後期に発刊された地誌書「紀伊国名所図会」において描かれている和歌浦・雑賀崎の風景を抽出し、そこで描かれている景観の様相を分析しました。

ニュース和歌山では、平成 22 年 10 月～平成 23 年 6 月にかけて、「和歌浦の風景 カラーでよむ紀伊国名所図会」と題して、和歌浦の描かれている紀伊国名所図会の絵を彩色し、風景を読み込んでいく特集が掲載されました。それが書籍化され、『和歌浦の風景—カラーでよむ「紀伊国名所図会」』（解説：額田雅裕、彩色：芝田浩子、発行：ニュース和歌山）として発行されました。

それを参考文献として、掲載された記事と彩色画のうち、眺めを表現した主なものを抜粋し、そこで描かれている内容や構図等から、眺望景観の特性を読み解きました。



#### 妹背山と鏡山つなぐ三断橋

##### ～妹背山

和歌浦の妹背山から三断橋、鏡山の先端部付近を南側から俯瞰した約 200 年前の風景です。

中央の三断橋は、頼宣による妹背山周辺整備の一環として妹背山と玉津島を結ぶため、慶安 4 年（1651）ごろに架けられたものと思われます。

橋のたもとには 2 艘の舟がえがかれており、ここから紀三井寺へ巡礼の人たちを乗せた舟が出ていたのでしょう。

#### 【景観形成に向け重要と考えられる要素】

- ・自然の地形（岩場、海岸線）
- ・観海閣、多宝塔、三断橋といった海を愛でることができる場所
- ・マツなどの特徴的な植生



## 妹背山から望む名草山

### ～観海閣

観海閣から名草山中腹の紀三井寺を望んだ約200年前の風景です。

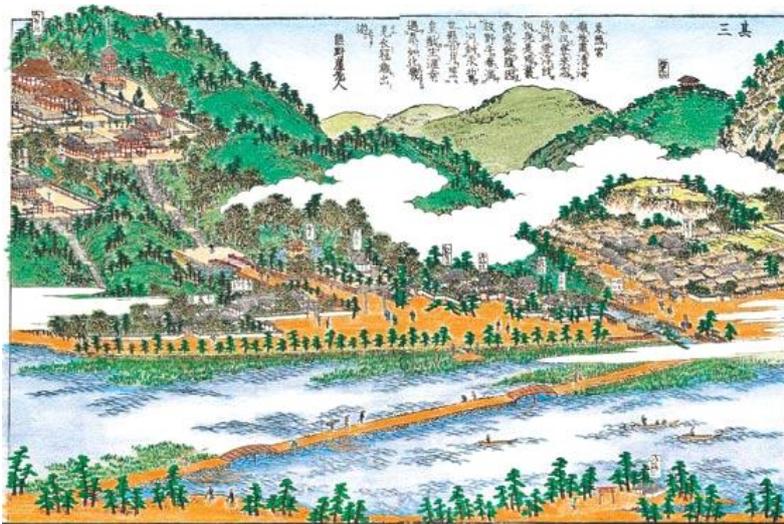
観海閣の下には景色を愛でる人や煙草で一服する人が見られます。

観海閣には旅姿の人や背中に「西国三十三所」と書いた西国巡礼の人も大勢休憩しており、おそらく芦辺屋前から対岸の紀三井寺（第2番札所）への船を待っているのでしょう。

その他対岸には布引の砂州、三葛、田尻の集落が見えます。

### 【景観形成に向け重要と考えられる要素】

- ・一般の人々も楽しめる整備された視点場（観海閣）
- ・対岸の名所を遠くに見わたせる眺望（名草山、紀三井寺）
- ・海岸沿いの松林の風景



## 入江を横切る海の中道

### ～東照宮

和歌浦の東照宮付近の約200年前の風景です。

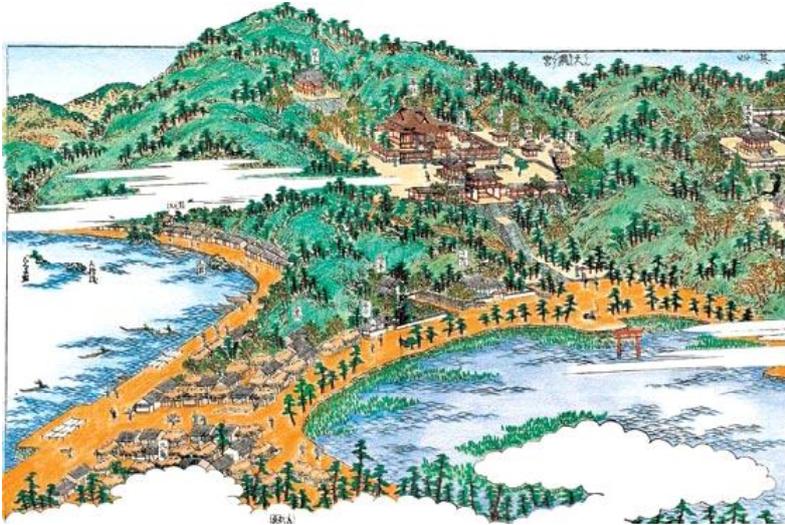
東照宮は徳川頼宣が父家康を祀るため権現山中腹に建立したもので、壮麗・豪華な社殿七棟（重文）が建っています。

和歌道（明光通）から市町前に出たところには入江を斜めに横切る新道（中道）が造られ、東照宮の神域性を高めるため、和歌道と平行に堀川が掘削され、下馬橋が架けられました。

対岸の片男波砂州には和歌祭の御旅所（現＝八の字公園付近）があり、松林に囲まれています。

### 【景観形成に向け重要と考えられる要素】

- ・自然の水際線と砂州を囲む松林
- ・山々に包まれるように位置する東照宮
- ・神域性を高める足下の東照宮への入り口の空間



【景観形成に向け重要と考えられる要素】

- ・自然の水際線と入江を囲む松林
- ・山々に包まれるように位置する天満宮
- ・神域性を高める足下の天満宮への入り口の空間

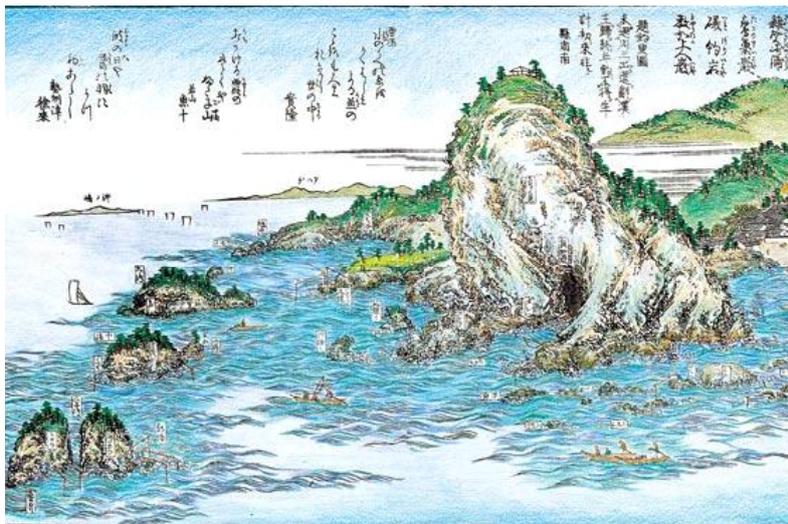
湿地化進む入江と水鳥居～天満宮

和歌浦の天満宮付近の約 200 年前の風景です。

天満宮は、天神山の中腹に建つ和歌浦一帯の地主神で、菅原道真を祭神とする神社です。

中央左、片男波砂州の付根にある「出嶋」は、岸には舟が繋がれ、魚が天日干しされており、和歌本村から分かれた漁業集落と思われます。その左が海、右が和歌浦の入江（現＝御手洗池付近）で、入江は浅く湿地化している様子がうかがえます。

入江に建つ朱色の鳥居は、天満宮のシンボルの水鳥居で厳島神社の大鳥居のようです。入江から片男波砂州には、和歌の松原が広がっています。



【景観形成に向け重要と考えられる要素】

- ・独特の海岸地形が織りなす造形美

釣り人で賑わう荒磯

～雑賀崎・鷹の巣

雑賀崎付近の約 200 年前の風景です。

右側の集落は雑賀崎浦で、タイやイカ的一本釣りで知られる漁業集落です。中央の岩塊は、鷹やハヤブサが巣をつくるという「鷹の巣」（県指定天然記念物）の断崖絶壁です。頂上には遠見番所が置かれています。その下には上人窟という洞窟がみえます。

幕末には左に突き出た二か所の岬に台場がありましたが、それらの施設はみえません。海上の荒磯には魚がたくさん集まってきて城下などからきた大勢の太公望が釣り糸をたらししています。

沖には淡路島、沖ノ島が見え、紀伊水道を帆船が活発に行き来していたことがわかります。

#### ④眺望景観の特性のまとめ

以上の分析等をもとに、守るべき和歌の浦の眺望景観の特性を下記に整理します。(眺望点の位置は15ページ、図1：眺望景観特性を参照)

##### <和歌浦・新和歌浦地区>

#### ア 高台の眺望点から観る、干潟・片男波への眺望景観（俯瞰）

(視点場) 小高い山などの眺望点

(視対象) 和歌浦干潟や片男波の水面・水際線への眺め、水際のマツ並木への眺望、季節や時間(夕日)によって移ろう眺め、それらの自然と調和した(眺めを妨げない)低層の市街地

(主な眺望点) 高津子山、鏡山、奠供山、妹背山 など

#### 【奠供山からの俯瞰景】



#### (代表的な色彩の例示)



- ・干潟や海面の淡い色彩、建物の屋根や壁面の色彩が中心的な構成要素となっており、片男波の松林がサブカラーとなっています。
- ・干潟を取り巻く建物の色彩に明るい色彩は見られず、自然の景観と調和する景観を形成しています。

【妹背山からの俯瞰景】



イ 整備された視点場から観る、歴史を感じる名所等の眺望景観（俯瞰、水平・ビスタ）

(視点場) 眺望を愛でることができる整備された視点場

(視対象) 紀三井寺、天満宮など歴史的な資源への眺望、  
 図会でも描かれた特徴的な植生であるマツ並木への眺望

(主な眺望点) 妹背山、観海閣、不老橋、天満宮、観光遊歩道（蓬莱岩） など

【観海閣から名草山方面の水平景・ビスタ景】



## ウ 島しょ部と手前に位置する旅館群の眺望景観（仰瞰）

（視点場） 片男波

（視対象） 背後の高津子山の緑、稜線への眺め

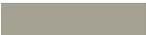
片男波からの観光旅館等、比較的塊となった建築物への眺め

（主な眺望点） 片男波 など

### 【片男波から高津子山方面の仰瞰景】



（代表的な色彩の例示）

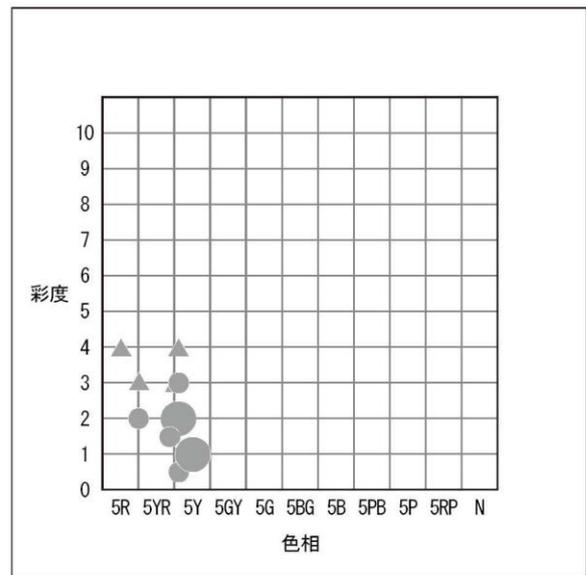
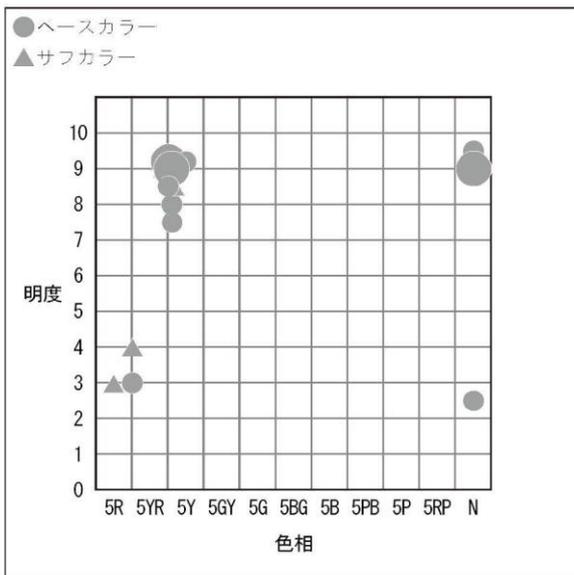
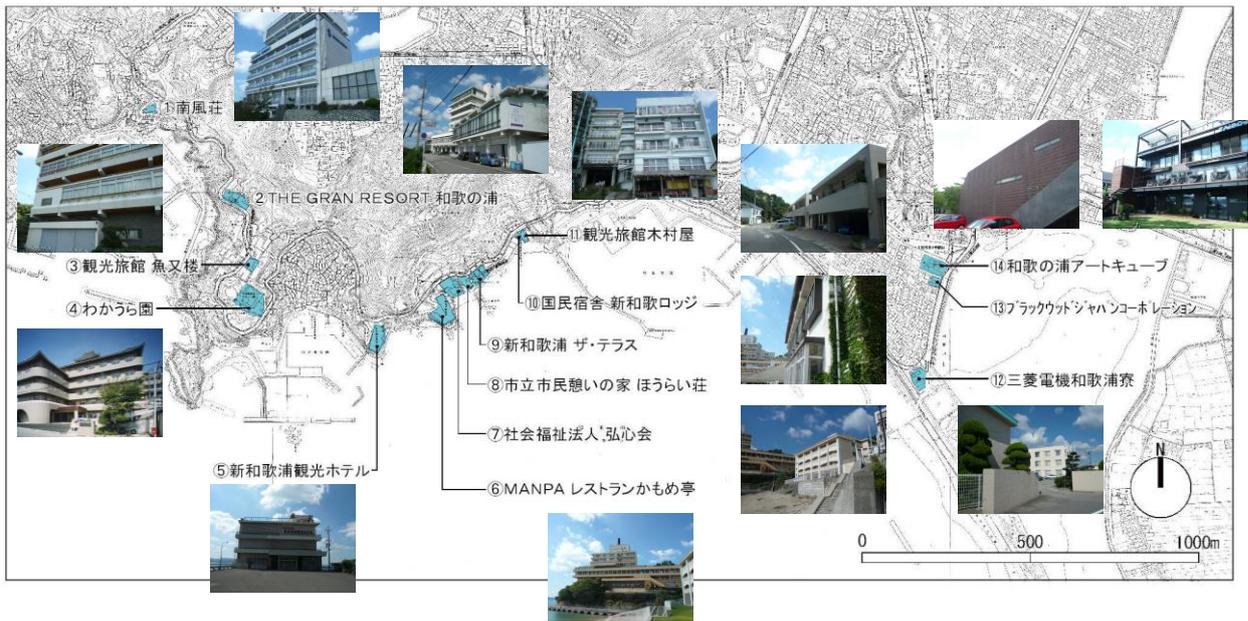
- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
|  | ・ 砂浜と海面、その向こうに見える山の緑が主要な構成要素となっています。 |
|  | ・ 自然の色彩が中心で、シンプルな色彩の構成となっています。       |
|  | ・ 前面の建物は白っぽい色彩が多く、開放的な海辺の印象を与えます。    |

参考：旅館等、大規模建築物の色彩の状況

和歌の浦地区（新和歌浦を中心）における、大規模建築物を対象とした色票を用いた測色調査を行いました。

○ベースカラーについては、新和歌浦から田野・雑賀崎に立地する旅館群は、大半が高明度（7～9）、低彩度（YR系を中心に0～3）、もしくは無彩色（白）が中心であり、全体的に白っぽい、明るい色調であることが特徴です。

○サブカラーについても彩度3～4が中心です。



※ 現地で色見本により計測したため、多少の誤差があります

<田野・雑賀崎地区>

**エ 岬の眺望点から観る、島しょと海への眺望景観（俯瞰、水平・ビスタ）**

- (視点場) 岬など特徴的な地形が生み出し、地域の人に愛される視点場
- (視対象) 自然の岩場や半島部などの島しょの眺め  
紀伊水道の大海原への眺め、季節や時間（夕日）によって移ろう眺め
- (主な眺望点) 浪早崎、雑賀崎灯台、番所庭園、トンガの鼻 など

**【番所庭園から紀伊水道方面の水平景】**



## オ 斜面地に張り付いたまとまりある漁港・集落の眺望景観（俯瞰）

（視点場） 道路沿いから集落・漁港が一望できる視点場

（視対象） 田野・雑賀崎の急斜面に集まった家屋の眺め、港と水面、背後の島の緑

（主な眺望点） 県道沿い など

### 【県道新和歌浦線沿いから見た雑賀崎の俯瞰景】



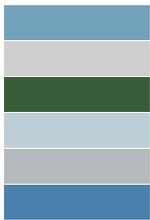
（代表的な色彩の例示）

- ・海面および斜面の緑、斜面に張り付いた建物の屋根や壁面が主要な色彩の構成要素となっています。
- ・建物の色彩に突出した色彩は見られず、全体として明るめの白～灰系の色が中心で、まとまりのある色彩となっています。

【県道新和歌浦線沿いから見た田野の俯瞰景】



(代表的な色彩の例示)



- ・海面および斜面の緑、斜面に張り付いた建物の屋根や壁面が主要な色彩の構成要素となっています。
- ・雑賀崎地区と比較して、傾斜屋根の木造住宅が多いのが特徴で、屋根には青のセメント瓦でできた屋根や無彩色の材質が多く見られまとまりのある色彩の構成となっています。

参考：他の漁村の例

日本海側の漁村（下の左、中）は、木造家屋の黒や茶といった色彩が中心となっており、田野・雑賀崎とは異なる色合いを見せています。一方、瀬戸内海側の漁村（右）は、RC造と思われる比較的白っぽい色彩の建物が多く、青のセメント瓦も見られ、雑賀崎・田野と比較的似通った色合いとなっています。こうした漁村の色彩の特徴も、景観形成に活かしていく必要があります。



もろよせ  
諸寄（兵庫県の日本海側、新温泉町）



くんだ  
栗田（京都府の日本海側、宮津市）



家島（兵庫県の瀬戸内海側、姫路市）

## ⑤眺望景観の保全・形成への課題

### ○良好な眺望の保全に向けた、阻害物件等への対応

和歌の浦地区では、先に挙げたような素晴らしい眺望景観を様々な視点場から楽しむことができる場所であり、地域に永く暮らす住民だけでなく、訪れる人からも評価されています。

しかし、社会経済状況の変化や人々のライフスタイルの変容、和歌の浦が有する歴史・文化性への認識の希薄化など様々な要因が重なりあって、眺望景観を阻害するような建物(高さ、意匠など)、色彩などが少なからず見られるような状況があります。また、今後、そうした物件が新たに発生する懸念もあります。

和歌浦、新和歌浦、雑賀崎では、現状、広い範囲で風致地区や自然公園地域が指定されており、建築物に関する一定の規制・誘導は行われています。しかし、全ての地区が網羅されているわけではないため、実態として相応しくない物件も散見されます。

また、廃屋旅館や漁村内の空き家なども景観阻害要因として強く認識されており、どのような規制・誘導方策をもって対応すべきかが課題となっています。



## アー２ 市町川北

市町川北のエリアは、旧来からの市街地で、地区内は狭い幅員の道路が入り組んでおり、住宅や店舗が密集しています。由緒ある寺院や年代の古い旧家（文化財）も点在しています。明光通り商店街は近隣の住民の買い物に利用されています。

## アー３ 市町川南

市町川南のエリアは、格子状の道路に沿って、整った住宅地のまちなみが作られている、比較的新しい住宅地です。埋め立てによって形成されたもので、一部風致地区が指定され、緑が豊かでゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみが見られます。



市町川北のまちなみ



市町川北にある旧家



市町川南のまちなみ

## アー４ 漁村・漁港

和歌浦漁港では港湾・漁業関連施設が整備されています。漁港に隣接して、漁業を営んでいる人々の居宅である漁村のまちなみが一部見られます。

## アー５ 浜

片男波は和歌浦湾に注ぐ和歌川の河口部に沿うようにできた狭長の砂州半島であり、総延長1,200mの人工海浜（片男波海水浴場）が整備され、夏は多くの海水浴客でにぎわうスポットです。片男波公園には松林を残した形で整備がなされています。



漁港施設



漁村のまちなみ



片男波の砂州

## イ 新和歌浦地区

新和歌浦地区は、1900年代半ばに「東洋一の海岸美」を謳い文句に観光地としてにぎわうとともに、観光開発が進み旅館街として隆盛を極めました。現在もその名残を感じることはできますが、1970年代以降の観光ブームの衰退とともに多くの旅館が倒産、閉鎖に追い込まれ、放置されたままの廃屋旅館などが景観的に問題となっています。



新和歌浦の旅館



遊歩道から名草山方面の風景



海岸沿いの特別養護老人ホーム

## ウ 田野地区 / エ 雑賀崎地区

田野、雑賀崎地区は、入り組んだリアス式海岸が特徴的な半島部に位置する漁村で、湾の傾斜部に張り付くように家屋が密集した独特の景観を形成しています。

特に、雑賀崎は一本釣りの漁法で有名な漁港でもあり、現在も多くの漁船があります。旧正月には大漁旗を掲げ祝う伝統行事が今も受け継がれ、活気ある漁港の雰囲気を楽しむことができます。

ちなみに、家並みをつぶさに見ると、雑賀崎は陸屋根、田野は勾配屋根が多いという特徴もあります。

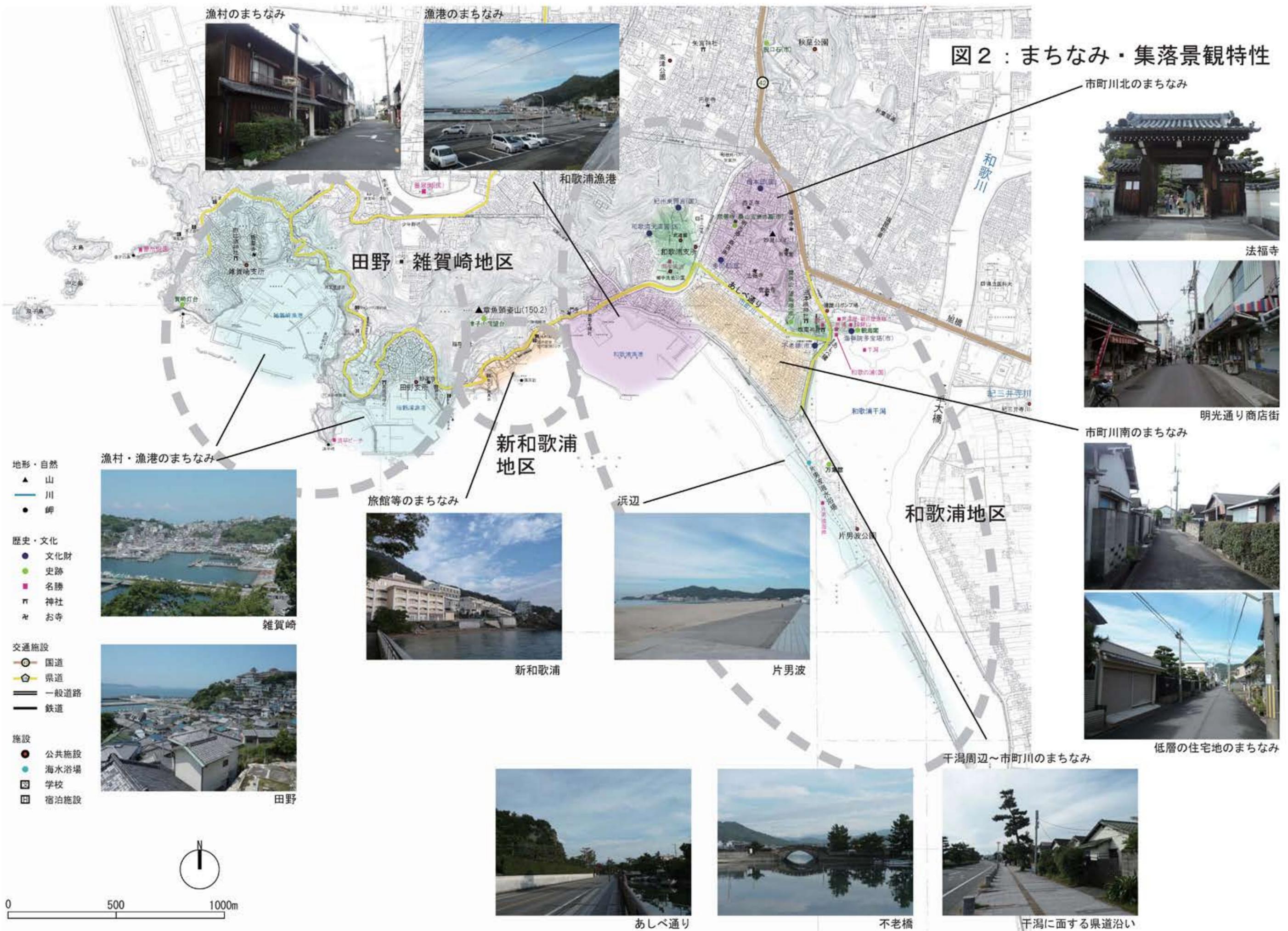


雑賀崎の漁村集落



田野の漁村集落

図2：まちなみ・集落景観特性



参考：既往研究による田野・雑賀崎の特徴の違い

(路地) ※下図左

- 雑賀崎のメイン路地はハマから放射状に延び、サブ路地はメイン路地から枝分かれしている。路地はツリー状に構成されていると言え、袋小路を多く形成している。
- 田野の路地は網目状に構成され、袋小路はほとんど見られない。

(家屋形態) ※下図右

- 雑賀崎では陸屋根 (=RC 造) 家屋の割合が高く、集落外縁部及びメイン路地沿いに見られる。これは 1961 年から 85 年にかけて急増したものである。
- 田野では集落外縁部に散見されるのみであり、その割合はわずか 5%にとどまっている。
- 雑賀崎にはかつて 3 軒の大工があり、そのうちの 2 軒が 1960 年前後に RC 造の技術を採用し始めたという。そして 61 年に第二室戸台風が襲来し、多くの家屋が被害を受け、これを機に家屋は次々に RC 造へ建て替えられていったという。
- 一方、田野では大工が 1 軒のみであり、61 年の台風の後にも先にも RC 造の技術は採用されず、また面白いのは両集落の大工は慣習的に互いの集落で仕事をするとはなかったということである。市内の大工、工務店に頼むことも少なかったことから田野では RC 造の家屋が建てられなかったものと考えられる。

(まとめ) ※下表

- 地形という自然条件が路地構成、集団構造に影響し、また漁業様式の違いが生活スタイルや相続形態等の慣習に差異を生じさせ、家屋や居住形態にも影響を及ぼしている。社会的・物理的要素が複雑に交錯し、両集落の固有性を創り出していると言える。

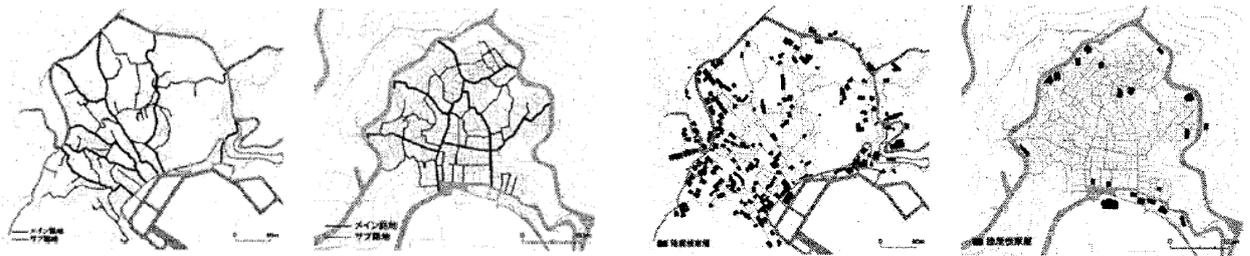


図 路地構成図 (左：雑賀崎、右：田野)

図 陸屋根家屋の分布図 (左：雑賀崎、右：田野)

表 雑賀崎と田野に見られる差異とその要因

	雑賀崎	田野	
地形	てのひら型	すり鉢型	
路地構成	ツリー状、袋小路多	網目状、袋小路少	地形条件に起因
集団構造	単位又は核共有構造	チェーン構造	路地構成に起因
漁業様式	一本釣り (旅漁)	打瀬網漁 (日帰り漁)	
相続形態	末子相続 (均等配分)	長子相続 (長子単独)	漁業様式に起因
居住形態	分割居住あり	分割居住なし	相続形態に起因
家屋構造	RC造家屋多し	ほとんどが木造家屋	

## ②まちなみ景観の保全・形成への課題

### ○地区ごとの特徴を踏まえた景観形成への意識の醸成

前述のまちなみ・集落の景観でも述べたように、和歌の浦地区には歴史や成り立ちが異なる地区が混在しているため一括りにして景観形成を図っていくことは困難です。

例えば、和歌浦・新和歌浦においても、眺望景観に係る課題と同様に廃屋旅館の問題、また周辺の景観に馴染まないマンションや福祉関連施設への建替えなども課題として挙がっています。

また、雑賀崎・田野地区では、管理が行き届いていない空き家・空き地の増加などが景観的問題として挙がっているだけでなく、漁村集落の景観を支える生業としての漁業の衰退なども課題として挙がっています。

このように個々の地区に目を凝らすと、景観計画による規制・誘導だけでは対処が困難な課題も山積していることが分かります。この点については、景観まちづくりワークショップにおいても同様の課題認識が浮かび上がりました。

そのため、まずは和歌の浦地区の骨格的な景観構造を保全するための最低限のルールづくりは共通事項としつつも、個別地区（和歌浦、新和歌浦、雑賀崎、田野）については、それぞれの景観の特性について一定の方向性は示した上で、具体のルールづくり等は地区特性をはじめ住民のライフスタイルや景観づくりに対する主体性等を十分に勘案し、景観意識の醸成を図りつつまちなみを育てていく、といった段階的なステップが求められます。

## 5. 景観形成の方針等

### (1) 基本的な考え方

先に挙げた課題に対応するため、景観重点地区の指定は以下の考え方で行うものとします。

#### ①和歌の浦の景観の大きな特徴であり、骨格的な構造から構成される湾・海岸等自然への眺望景観の保全を主眼とする

和歌の浦の景観構造を規定している湾・海岸等の自然への眺望景観は、住民・事業者のみならず、広く市民にも認知されその保全の重要性が認識されているといえ、景観まちづくりワークショップでも眺望景観の保全が重要であるとの意見が出されています。

しかしながら、眺望景観は対象が広範にわたることから、個々の住民・事業者だけの取り組みでは難しく、範囲を定めて一定のルールのもとで誘導を図ることが望ましく、眺望景観の保全に向けた誘導の仕組みを確立します。

#### ②地区毎に特徴ある景観形成の方向性を示すとともに、具体的手立てについては、地区住民等が主体となった取り組みによるものとし、それを支援する枠組みを整える

和歌浦、新和歌浦、田野、雑賀崎など、それぞれの地区で特徴ある景観が形成されていることから、特徴に応じた目指すべき方向性を示していきます。

しかしながら、保全等に向けた具体的手立てについて、一様な誘導はふさわしくありません。また、そこにお住まいの住民の暮らしや事業者の事業活動と密接に関連します。

そのため、地区の住民・事業者等が主体的に景観形成を考えていくことを基本とし、そうした機会を支援する枠組みづくりをあわせて確立します。

## (2) 和歌の浦景観重点地区の指定範囲とゾーニング

### ①景観重点地区の指定範囲

和歌の浦景観重点地区の指定範囲については、

ア 地元住民や市民が認識している和歌の浦の範囲

イ 海岸・湾を囲む眺望景観の保全を主眼としていることから、それらの眺望景観（主に俯瞰景、仰瞰景）の及ぶ範囲

の2つの考え方で設定しました。

(37 ページ 図3：景観重点地区区域図を参照)

なお、眺望景観については、俯瞰景・仰瞰景の及ぶ範囲として、下記の考え方で設定しました。

#### i) 俯瞰景（見下ろす景）による範囲の設定

主要な眺望点から「俯瞰景が及ぶ範囲」を設定しました。なお、参考として既存の研究の知見も参考にしました(39 ページ <参考：眺望景観の分析>参照)。

#### ii) 仰瞰景（見上げる景）による範囲の設定

主要な仰瞰景である片男波からの眺望をもとに、「高津子山を含む半島部の稜線が視認できる範囲」を設定しました。

以上をもとに景観重点地区の範囲を設定しました(面積：約 634.8 ヘクタール)。

なお、区域界を明快にする趣旨から、字界等との整合を図りました。

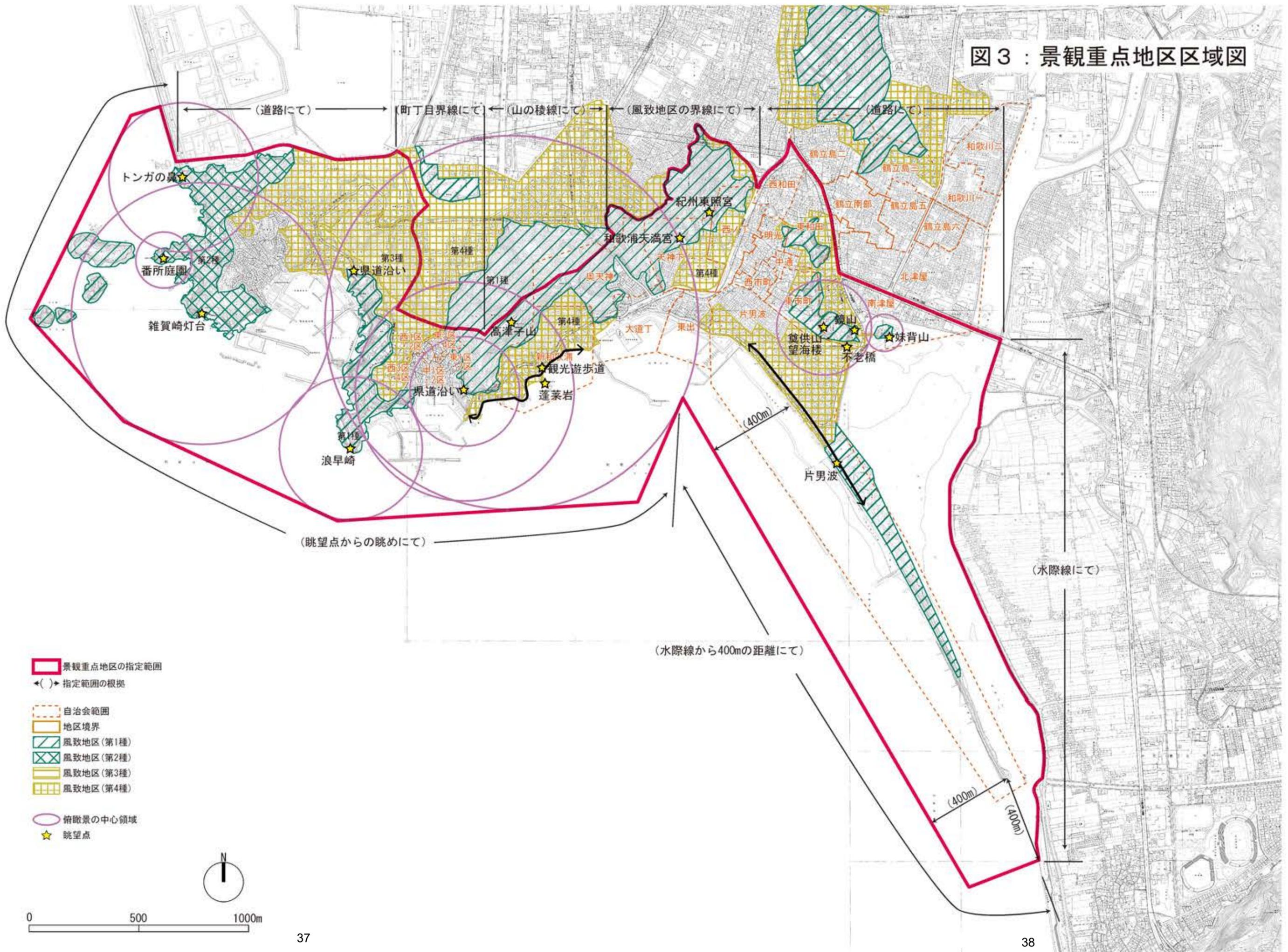
### ②景観重点地区内のゾーニング

また、現況分析に基づき、地区内の市街地を「和歌浦地区」「新和歌浦地区」「田野・雑賀崎地区」の大きく3つに区分した上で、さらに「和歌浦地区」については、

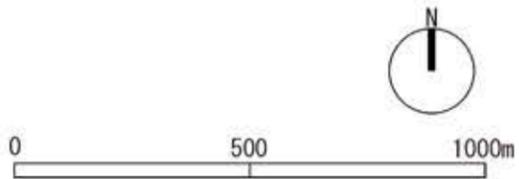
- ・和歌浦干潟・市町川に隣接した歴史的資産が点在する地区
- ・市町川北側の住宅・商店等が密集する地区
- ・市町川南側の良好な住宅地が形成される地区
- ・漁村と漁港施設が立地する地区
- ・片男波の浜

と5つに区分し、それぞれについて景観形成の目標と方針を示しました。

図3：景観重点地区区域図



- 景観重点地区の指定範囲
- ◀( )▶ 指定範囲の根拠
- 自治会範囲
- 地区境界
- 風致地区(第1種)
- 風致地区(第2種)
- 風致地区(第3種)
- 風致地区(第4種)
- 俯瞰景の中心領域
- ★ 眺望点

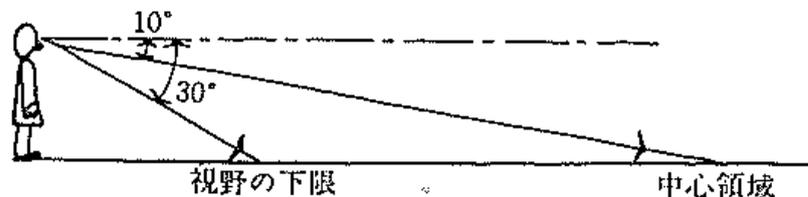


### <参考：眺望景観の分析>

景観重点地区検討にあたって重要となる眺望景観の分析について、既存の研究から分析を行いました。

——俯瞰景は視界のひろがりが大きく、一般にパノラミックな眺望を楽しむことができる。視点が高いため、遠方までのぞむことができるとともに、山、川、平地、海、湖などが互に関係しあっている地形のあり様を手取るように見てとることができる。——樋口忠彦『景観の構造』

——俯角にして  $10^\circ$  近傍のところは、人間にとって見やすい領域で、俯瞰景における中心領域と名づけよう。さらに、俯角  $30^\circ$  の近傍を、(中略)俯瞰景の下限ということにしよう。



——篠原修は、(中略)「港との緊張感の有無は、俯角  $10^\circ$  の線の内側に水面が存在するか否かにかかっている」という結論を引き出している。「港との緊張感」とは、海面としての港との視覚的な一体感といったほうがよいであろう。「眼下にひろがる」という形容があてはまる場合である。港の水面が俯角  $10^\circ$  以上遠になってしまうと、港は向こうにあるという“there”の感じになってしまうのである。——

和歌の浦には俯瞰景が得られる眺望点が数多く存在し、『紀伊国名所図会』においても、印象的な俯瞰景が多く描かれています。

それは、現在においても、地形の有り様によって作られる俯瞰景の構造は不変であり、万葉の時代から継承された眺望景観を楽しむことができます。

そこで、上記の説を引用しながら、和歌の浦地区の俯瞰景を分析の上、各眺望点の中心領域を設定しました。

(37 ページ 図3：景観重点地区区域図の「俯瞰景の中心領域」を参照)

### (3) 和歌の浦景観重点地区の目標及び方針

和歌の浦景観重点地区でめざすべき目標、方針を下記に示します。

#### ①地区全体を対象とした景観形成の目標・方針

**目標：湾・島しょといった独特の地形・自然の中で、人々の営みが調和して創り育ててきた眺望景観を未来に継承する**

和歌の浦は、湾・島しょといった独特の地形が、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる<sup>いによ</sup>圍繞<sup>り</sup>型の湾の眺めを創り出しています。こうした地形の上に、漁業なども含めた人々の暮らしが調和して、眺めを創り育ててきました。こうした眺望景観を未来に継承することを目標とします。



#### 方針① 高台から湾を見下ろす（俯瞰する）眺望景観の保全

和歌の浦には妹背山、奠供山など、美しい眺めが堪能できる高台の眺望点が幾つもあり、地域の住民の方々に大切にされるだけでなく、多くの人々を魅了してきました。

こうした高台から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導し、背後の半島部の緑や、海、干潟等といった自然との調和を図ります。

- 小高い山などの眺望点から見た、和歌浦干潟や片男波の水面・水際線への眺望や、水際のマツ並木への眺望、さらに季節や時間（夕日）によって移ろう眺望景観を保全します。
- 岬の眺望点から観る、自然の岩場や半島部などの島しょや紀伊水道の大海原への眺望景観を保全するとともに、岬など特徴的な地形が生み出し、地域の人に愛される視点場を確保します。
- 図会でも描かれた、紀三井寺、天満宮など歴史的な資源、名所への眺望の保全を図るとともに、眺望を愛でることができる視点場を確保します。
- 市街地においては、上記の眺望景観を妨げることはないよう、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導します。

<sup>いによ</sup>  
4 圍繞：まわりを取り囲んだ状態。田野・雑賀崎では、湾を中心に取り囲むような景観のまとまりが特徴である。

## 方針② 海際から見上げる（仰瞰する）・見わたす眺望景観の誘導

片男波、浪早ビーチといった海水浴場ともなっている砂浜から、あるいは田野・雑賀崎の漁港からは、島しょ部の稜線や緑、そしてその前面にまとまりを持って立地する建築物等が作るまちなみが見られ、一体となって調和した眺望景観を見ることができます。

こうした海際から見上げる（仰瞰する）、あるいは見わたすことができる眺望景観との調和を図るため、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導します。

○片男波から高津子山の緑、稜線への眺望に配慮し、その手前に位置する一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導します。

○道路沿いから望める斜面地に張り付いたまとまりある漁港・集落の眺望に配慮し、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導します。

## 方針③ 眺望を阻害する要因の改善

良好な眺望景観を阻害することがないように、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努めます。

## ②地区の特徴に応じた景観形成の方向性

各地区では、それぞれの特徴に応じた景観形成の方向性を示します。これらは現時点での考え方を示したのですが、今後、それぞれの地区での住民等の議論を踏まえて充実していくことが望まれます。

### ア 和歌浦地区

#### ア－1 和歌浦干潟・市町川に隣接した歴史的資産が点在する地区

干潟沿いから市町川沿いにかけて、不老橋や玉津島神社・塩竈神社、紀州東照宮、和歌浦天満宮など、和歌の浦の歴史にゆかりの資源が多数存在しており、多くの人が訪れる場所です。

そのため、地区に息づく歴史性を認識しつつ、地区内の資源を保全しながら、和歌の浦の歴史性を体現するまちなみの保全・育成を図ります。



#### ア－2 市町川北側の住宅・商店等が密集する地区

市町川北のエリアは、住宅や店舗が密集する市街地であり、由緒ある寺院や年代の古い旧家（文化財）も点在するほか、明光通り商店街など、地区内を歩くと景観上活用が期待できる資源が多数存在しています。

こうした昔ながらの暮らし・生活の中に息づく集落地のまちなみの保全・育成を図ります。



#### ア－3 市町川南側の良好な住宅地が形成される地区

市町川南のエリアは、格子状の道路に沿って、整った住宅地のまちなみが作られた、比較的新しい住宅地です。一部風致地区が指定されたことによって、緑豊かでゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみが見られます。

こうした特徴を活かした、ゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみの保全・育成を図ります。



#### ア-4 漁村と漁港施設が立地する地区

和歌浦漁港では現在でも漁業が営まれ、定期的に開催される市では多くの人でにぎわいます。また、漁港に隣接して、漁業を営んでいる人々の居宅である漁村のまちなみが見られます。

こうした漁村・漁港施設のまちなみは漁業の営みが活力あるものであってこそ、生き活きとしたまちなみとなります。そこで、**漁業の営みと一体となったまちなみの保全・育成**を図ります。



#### ア-5 片男波の浜

片男波の総延長 1,200mに及ぶ人工海浜は、和歌の浦の自然を身近に触れられる場所でもあり、夏は海の家が並び、レジャー客でもにぎわう観光スポットです。また、地域の人々等によるクリーンアップ活動も盛んに展開されています。

人工物の設置においてはできるだけ自然との調和を図りつつ、**広がりある海浜の景観の保全・育成**を図ります。



#### イ 新和歌浦地区

新和歌浦地区は現在、比較的規模の大きい観光旅館が建ち並んでいます。観光業の衰退から廃業を余儀なくされたものもあり、放置された物件が景観上の問題となっています。また、一部に転用の動きもあり、今後も進行するものと予想されます。

こうした更新に際して、周辺の緑地や遊歩道が整備された海岸線といった、**自然の景観と調和したまちなみの誘導**を進めます。



## ウ 田野地区

田野地区は、斜面地に張り付く形で作られた漁村で、瓦の勾配屋根が比較的多く、統一感のある家並みが形成されており、一定の建て替えが可能となるような建築基準法上のルールも作られています。漁港は小さい規模ですが、浪早ビーチには多くの観光客が訪れるなど、海辺の利活用もなされています。

こうした、独特の地形が織りなす漁村の景観は、住民の暮らしと一体となって形成されてきたものであり、いわば“文化的景観”として価値付けできるものでもあります。こうした、昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



## エ 雑賀崎地区

雑賀崎地区は、田野地区と同じように斜面地に張り付く形で作られた漁村ですが、潮風に耐えうるように建て替えが進んだことから陸屋根が比較的多く、統一感のある家並みが形成されており、一定の建て替えが可能となるような建築基準法上のルールも作られています。昔から一本釣りで行われる漁業集落であり、今でも大漁旗を掲げるなど、漁業が盛んな場所です。

こうした、独特の地形が織りなす漁村の景観は、住民の暮らしと一体となって形成されてきたものであり、いわば“文化的景観”として価値付けできるものでもあります。こうした、昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



#### (4) 和歌の浦景観重点地区の景観形成基準

地区全体を対象とした景観形成の目標・方針に基づき、眺望景観の保全に向けた景観形成基準について、下記の通り設定します。

##### ①届出対象行為

和歌の浦景観重点地区における届出対象行為は以下のとおりとします。

※下線部は全市の届出対象規模と同じです。

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ 10m 超又は建築面積 100 m <sup>2</sup> 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ 10m 超又は築造面積 100 m <sup>2</sup> 超
	②モニュメントその他これに類するもの	全ての行為
	③②その他の工作物	高さ 10m 超又は築造面積 100 m <sup>2</sup> 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		行為面積 1,000 m <sup>2</sup> 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積 1,000 m <sup>2</sup> 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積 3,000 m <sup>2</sup> 超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		<u>上記建築物の新築等に 伴い設置するもの</u>
木竹の伐採		行為面積 1,000 m <sup>2</sup> 超

<注>

- ・景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。
- ・「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

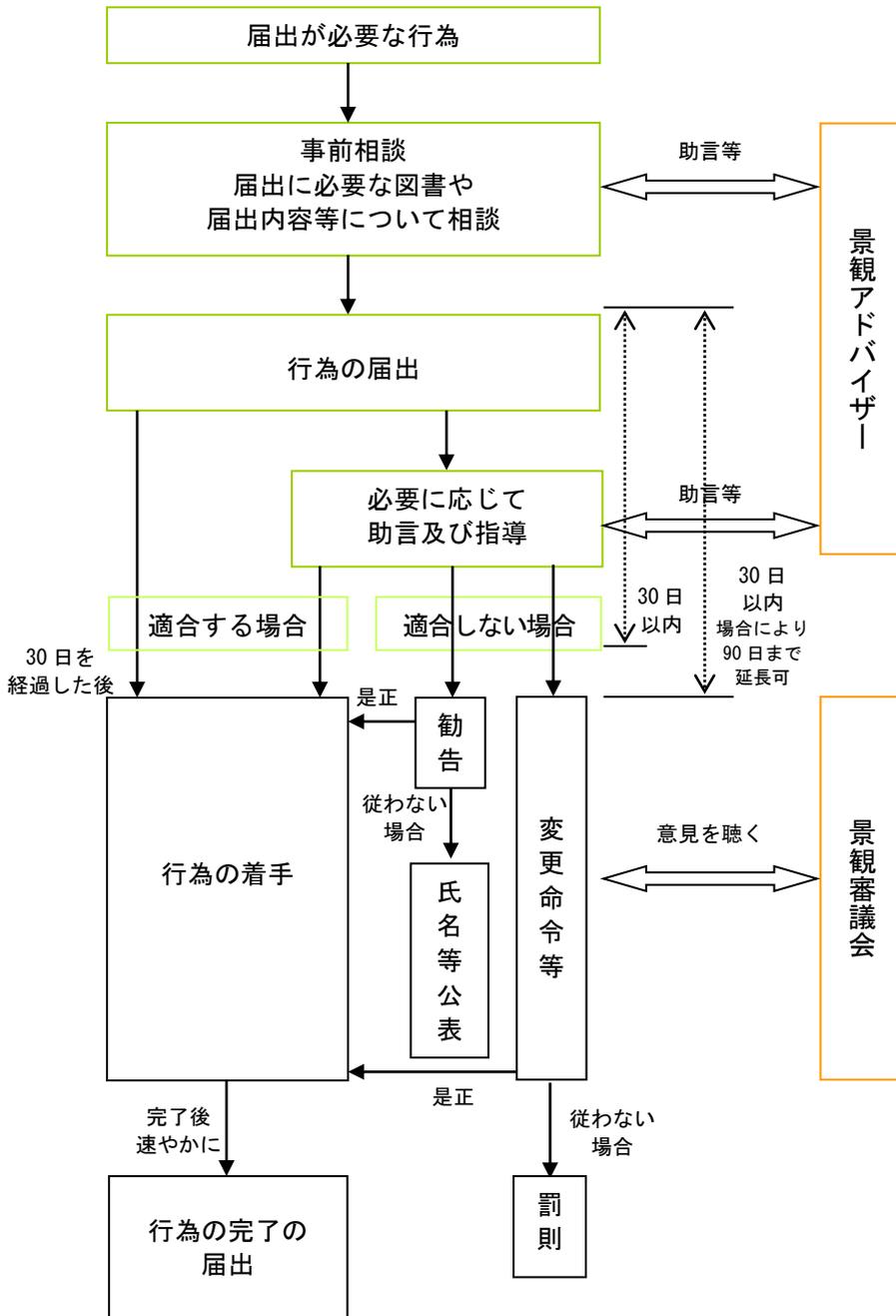
- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント（装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、

彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾）その他これらに類するもの

- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

## ②届出の流れ

届出が必要な行為が生じる場合、以下の流れに沿って届出を行います。



※できるだけ事前相談を行って下さい。  
届出に必要な図書や、届出内容等に関する相談を行います。  
本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。  
→とりわけ、眺望点からのシミュレーションを付加します。

※景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条第1号）。

※景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物又は工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。

### ③景観形成基準

地区の景観形成の目標の実現に向けて、以下の景観形成基準を遵守することとします。

※下記は、全市の基準より強化した内容を記載しています。

※主要な眺望点は、37 ページ、図3：景観重点地区区域図を参照。

項目		基準
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・湾・島しょといった独特の地形がつくる、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる圍繞型の湾の眺めといった眺望景観を保全する。</li> <li>・美しい眺めが堪能できる高台の眺望点から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。</li> <li>・海際から見上げる（仰視する）、あるいは見わたすことができる眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。</li> <li>・良好な眺望景観を阻害することがないよう、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。</li> </ul>
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 しくは模様替え又は色彩の変更 しくは模様替え又は色彩の変更 しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さの最高限度を 15m とし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。</li> <li>・湾の地形の島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。</li> </ul>
	B 形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>
	C 色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁及び屋根の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。</li> <li>・屋根及び外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。</li> </ul>
	D 緑化外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。</li> <li>・建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。</li> </ul>

項目	基準
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱し、眺望を阻害しないよう、照明方法等に配慮する。</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さの最高限度を 15m とし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・なお、市長は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。</li> <li>・島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。</li> <li>・外観の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。</li> </ul>
開発行為／土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から望める海岸線や稜線を大きく損なう行為は避ける。</li> <li>・行為を行う場合は、既存の地形等をいかした計画となるように配慮し、大規模な法面等が生じないようにするとともに、緑化等を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。</li> </ul>
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から見えない場所を選定する。</li> <li>・やむを得ず見える場合は、緑化等を積極的に行うなど、遮へい措置を講じ、眺望景観に配慮したものとする。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から望める山肌を大きく損なう伐採は避ける。</li> <li>・行為を行う場合は、既存の植生等をいかした計画となるように配慮し、緑化や植生の復元を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。</li> </ul>

※ただし、計画する建築物等が地形等により主要な眺望点から望見されない場合は、この限りでない。

## (5) 和歌の浦景観重点地区の屋外広告物等の考え方

和歌の浦景観重点地区の範囲は、地区の大半が風致地区に指定されていることから、屋外広告物条例に基づく禁止地域となっています。あわせて、平成 24 年度の屋外広告物条例の改正により、市街化調整区域（田野・雑賀崎の家屋が密集する地区が指定）が第 1 種許可地域となることから、既に一定の厳しい規制誘導の枠組みが整っています。そのため、屋外広告物条例の指定によって誘導を図ることができます。

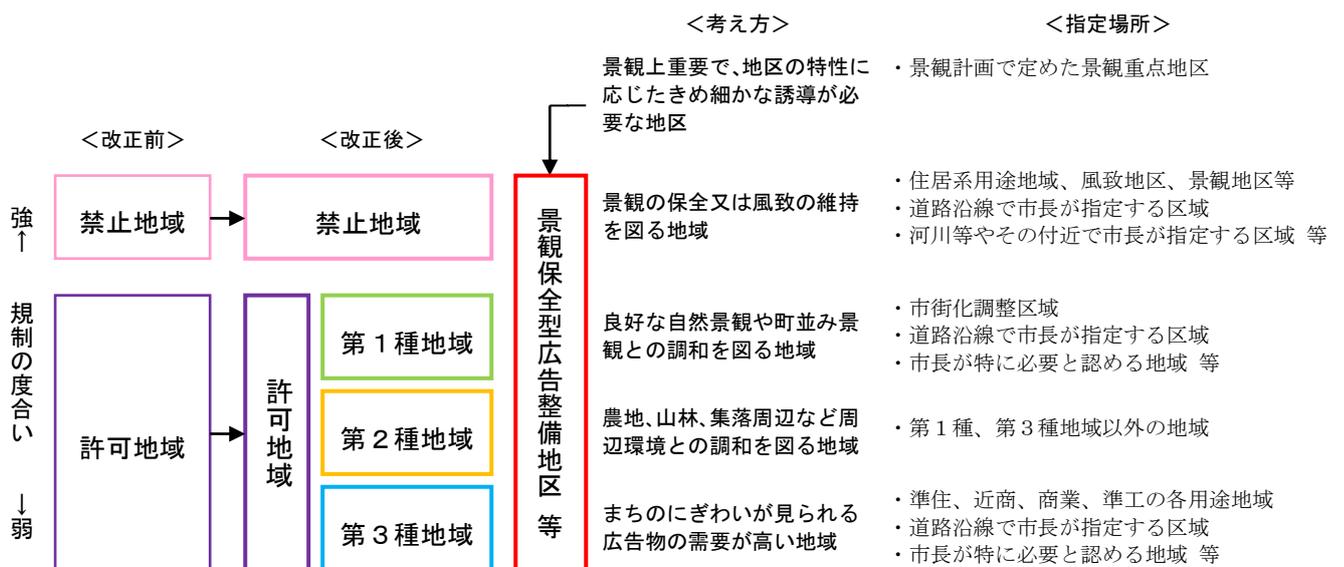
なお、地区によっても景観の特性が異なることから、屋外広告物の望ましいあり方について、建築物や緑なども含めたまちなみの構成要素として、地区住民を中心にまちなみ全体のあり方を話し合った上で、必要があれば、さらにきめ細かなルールを設定する（景観保全型広告整備地区を追加指定する）ことが望ましいと考えられます。

### <屋外広告物条例改正の概要>

#### ○地域特性に応じた掲出区域に関する規制（許可地域の細区分化）

地域の特性に応じてメリハリを付けた運用となるよう、許可地域を既に導入されている県屋外広告物条例を参考に、3 種類（第 1 種～第 3 種許可地域）に細区分化しています。

- ・景観上重要で積極的な誘導を図るべき幹線道路沿道・鉄道沿線のほか、自然・田園景観との調和を図るべき市街化調整区域など、良好な自然景観や町並み景観との調和を図る地域については、「第 1 種許可地域」とし、現行の許可地域よりも規制を強化しています。
- ・商業系用途地域を中心としたまちなみにぎわいが見られる広告物の需要が高い地域については、「第 3 種許可地域」とし、現行の許可地域よりも規制を緩和しています。
- ・上記以外の許可地域を「第 2 種許可地域」としています。



## 6. 和歌の浦地区の景観まちづくりの推進に向けて

景観まちづくりワークショップにおいては、景観重点地区の指定とあわせて、景観まちづくりの推進への期待が多く寄せられており、今後、地区の住民や各種団体、さらには地区外の市民等とも一緒に、下記の取り組みを推進していきます。

### (1) 景観を協議する場づくり

景観まちづくりワークショップにおいても、地区全体の景観のあり方について意見を交わしながら、その考え方等を共有する場として、このワークショップを継続すべきという意見が出されており、将来的には関係する主体の参加拡大も視野に入れつつ、協議の場づくりを推進します。

### (2) 公共施設の景観形成

本地区では、大規模建築物等と同様に、道路や沿岸施設などの公共施設の景観形成も重要となります。公共施設は規模も大きく、景観に与える影響も大きいことから、とりわけ周辺への配慮等が求められます。

市では公共施設における景観形成の考え方をまとめたガイドラインを作成し、それらを活用しながら、地区の特性に応じた整備に向けた取り組みを推進します。

また、本地区の漁港施設をはじめ、大半が県管理の公共施設であることから、景観上影響の大きい行為に対しては、本計画に基づく誘導が図られるよう協議を行うなど、県との連携・協調を推進します。

### (3) 地元主体の景観まちづくりを支援する枠組みづくり

今回、景観重点地区で定めたルールは和歌の浦地区全体の眺望景観を保全することを主眼にしています。その一方で、課題でも挙げたように、地区単位では景観的特徴が大きく異なります。

そのため、個々の地区（和歌浦、新和歌浦、田野、雑賀崎）については地区特性をはじめ住民のライフスタイルや景観づくりに対する主体性等を十分に尊重し、地区毎に大切にしたい景観の将来像の共有を図りながら、景観意識の醸成に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

そうした地元主体の景観まちづくりの動きを後押し、支援するため、景観計画に検討が記載されている景観まちづくり地区制度（仮称）のような枠組みづくりを推進します。

(支援の枠組みのイメージ)



#### (4) 地元主体の活動の継続・拡大

景観まちづくりワークショップでもあげられていたとおり、和歌の浦地区はクリーンアップなどをはじめとした様々な活動が展開されています。

引き続き、これらの活動を継続し、市民側からも景観を良くする動きを盛り立てていけるよう、市では情報発信等を通じた支援を推進します。

#### (5) 各種取り組みの連携

景観まちづくりワークショップでもあげられていた通り、和歌の浦地区は観光の活性化等への期待も大きく、景観重点地区指定がそうした観光等の取り組みを後押しし、さらなる取り組みの広がり等へとつながっていくことが望めます。加えて、本地区指定をきっかけにして、地区の活性化、観光振興に資する事業等の実施も望まれるところです。

今後とも、観光や文化財等を所管する部局と積極的に連携を図りながら、良好な景観を活かした活性化の取り組みを継続していくことが重要です。そのための連携・バックアップの体制づくりに努めます。

## 参考資料

### 【検討経過】

#### (1) 雑賀崎・田野・和歌浦地区景観まちづくりワークショップ

【平成23年度】

##### 第1回 1/21(土) 14:00～ 和歌の浦アートキューブ多目的ホール 「自己紹介&個々の思いを引き出す」

参加者が4つの班に分かれて、自己紹介と、地区の景観の良いところ、気になるところや、ワークショップに期待することを出し合いました。

- ・ワークショップの趣旨・目的・内容等の説明
- ・ミニ講演「雑賀崎・田野・和歌浦地区の景観まちづくりに向けて」
- ・自己紹介ゲーム



##### 第2回 2/26(日) 13:00～ 和歌の浦アートキューブ多目的ホール 「和歌浦地区の資源・問題点を探る」

和歌浦地区を対象として、地域の資源・問題点を話し合うとともに、現地を調査して、気づいた点や今後考えていくべき点を出し合いました。



##### 第3回 3/11(日) 14:00～ 太公望 「田野・雑賀崎地区の資源・問題点を探る」

第2回同様に、田野・雑賀崎地区を対象として、地域の資源・問題点を話し合うとともに、現地を調査して、気づいた点や今後考えていくべき点を出し合いました。



##### 第4回 3/24(土) 13:00～ 片男波公園健康館多目的室 「資源・問題点を共有し、どんなことを考えていったら良いかを話しあう」

この間ワークショップ・現地調査で明らかにした地域の資源・問題点を確認、共有した上で、これからどのように議論を深めていくべきか、について意見を交わしました。



【平成24年度】



**第5回** 4/15 (日) 13:00～ 双子島荘  
「勉強会1～先進事例に学び、これからの  
方向性を考える」

これまでに出示されたテーマに関連する他都市の事例を学び、その上で今後の景観まちづくりの方向性について意見を交わしました。



**第6回** 5/27 (日) 13:00～ 木村屋  
「将来の姿と実現の手段/方法について話し合う①」

新たにグループを「まちの姿や目標について考えるグループ」と「活動の場づくりを考えるグループ」に分け直した上で、それぞれでどうしていったらよいかを話し合いました。



**第7回 勉強会2**

6/17 (日)  
13:00～

現在議論している地域でのルールづくりや活動の場づくりについて、すでに実践されているお隣の海南市黒江の取り組みの現地視察・学習会を行いました。



**第8回** 7/7 (土) 13:30～ 双子島荘  
「将来の姿と実現の手段/方法について話し合う②」

勉強会2を踏まえて、引き続き地域の将来イメージと、それを実現するためには、どのような手段/方法が必要かについて話し合いました。



**第9回 (最終回)** 7/21 (土) 14:00～  
和歌山市勤労者総合センター  
「発表会」

これまで話し合った内容について取りまとめを行い、参加した感想を発表しました。



(2) 和歌山市景観審議会

回数	日程	審議内容
第2回	平成24年 8月21日(火)	和歌の浦景観重点地区の指定に向けて(報告)
第1回 専門部会	平成24年 10月11日(木)	和歌の浦景観重点地区の指定に向けた検討
第2回 専門部会	平成24年 11月28日(水)	和歌の浦景観重点地区の指定に向けた検討
第4回	平成25年 2月19日(火)	和歌山市景観計画に基づく「和歌の浦景観重点地区」の指定について (諮問)
<u>第13回</u>	<u>平成30年 6月4日(月)</u>	<u>和歌の浦景観重点地区内の工作物における課題について(報告)</u>
<u>第14回</u>	<u>平成30年 10月24日(水)</u>	<u>和歌山市景観計画(和歌の浦景観重点地区)の見直しについて(諮問)</u>
<u>第15回</u>	<u>令和2年 1月16日(木)</u>	<u>和歌山市景観計画(和歌の浦景観重点地区)の見直しについて(前回 審議会からの修正案)(諮問)</u>

(3) 和歌山市都市計画審議会

回数	日程	審議内容
第82回	平成25年 2月4日(月)	和歌山市景観計画に基づく「和歌の浦景観重点地区」の指定について (景観法第9条第2項の規定に基づく審議)
<u>第101回</u>	<u>令和2年 2月3日(月)</u>	<u>和歌山市景観計画の変更について (景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定に基づく審 議)</u>

※本案件に関連するもののみ抜粋

【出典等】

- p 1、17～19の絵図：『和歌浦の風景－カラーでよむ「紀伊国名所図会」』（書籍）から一部転載  
 解説：額田雅裕、彩色：芝田浩子、発行：ニュース和歌山
- p 33：『傾斜地漁村 雑賀崎・田野集落の差異とその要因～隣接する漁村の比較と集落固有性の考察～』（宮原、本多、平田：日本建築学会大会学術講演梗概集、2008.9）から一部転載
- p 39：『景観の構造』（樋口忠彦著）から一部転載